

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

まんのう町長 栗田 隆義

市町村名 (市町村コード)	まんのう町 (37406)	
地域名 (地域内農業集落名)	四條地区 (大橋東・中東、大橋中西・西、川滝、林、秀石、鱧池、生稲東、生稲西、杉ノ上上、天皇、本村西、本村東、福家、西田井下、西田井上、杉ノ上下)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月7日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業振興地域外の地区があり、農地転用による宅地化で農地と宅地が混在している。
 ・宅地との混在により、農作業の音やにおい等に対する、近隣非農家の理解が必要。
 ・農業者の減少や耕作不適地により遊休農地の増加が懸念される。
 ・農業が儲かる・魅力ある職業でないので、農業者が減少する。
 ・高齢の耕作者が多いので、10年後の見通しは難しい。
 ・地域によっては満濃池のゆる抜き後でないと水がなく、通年水が必要な作物には水問題がある。
 ・区画の広い農地が少なく作業効率が悪いので、米麦に向いていない。
 ・持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、後継者・新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく話し合いが必要である。
 【地域の基礎的データ】※2020年農林業センサス
 農業経営体数:68経営体(うち50歳代以下14経営体)
 主な作物:水稲、麦、ブロッコリー

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域内外から農地を利用する者を確保し、農業を担う者への農地の集積集約化を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。
 ・新規作物の導入や技術革新により農地の維持に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	158.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	158.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・地域内外から農地を利用する者を確保し、農業を担う者への農地の集積集約化を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。
 ・新規作物の導入や技術革新により農地の維持に努める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・香川県農地機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、地域農業を担う者への農地集積を進める。 ・農業委員会と農地機構が一体となって対応する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農業委員、農地利用最適化推進委員及び集積専門員と調整し、所有者の貸付意向や耕作者の経営意向に配慮し集積・集約を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・狭小地や進入路の狭い農地があるので、農地の区画整理等の基盤整備事業を検討する必要がある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、町及び県普及センター、JAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。 ・農業に関する講習会を開催し、農業者同士の結びつきや技術の向上につなげる
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内で農作業の効率化を図るためJAや地元農業法人等と相談し農作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・町が実施している鳥獣被害防止対策に関する補助事業を利用した柵等の設置により、鳥獣被害を防止する。また、有害鳥獣捕獲者にわなや檻を設置してもらい被害を防ぐ。